

## 令和3年度山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県産の加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップに向けた取り組みへの支援により、本県のブランド力のある県産農林水産物を活用した商品開発の促進を図るため、事業実施主体が行う加工品開発等に必要な経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (事業実施主体等)

第2条 事業実施主体及び対象事業は、別表に掲げるとおりとする。

### (要件)

第3条 申請に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物等）を使用すること。
- (2) 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること。
- (3) 農林漁業者においては、事業完了3年目（事業実施翌年度を1年目とする。）の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- (4) 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者においては、事業完了3年目（事業実施翌年度を1年目とする。）の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- (5) 商品完成後、知事が別に指定するコンテストに出展すること。
- (6) 新商品開発等に必要な許可等及び開始の届出をして製造・販売を行っていること。
- (7) やまがた食産業クラスター協議会が実施する事前相談（1回）・個別相談（2回）において、商品開発に係る助言・指導を受けること。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費は交付決定日以降に要する経費とする。

### (事業計画の承認)

第5条 知事は、別に定める公募要領に基づく事業計画書（別記様式第1号）の申請があった場合は、必要に応じて計画審査会を開催の上、審査結果を踏まえ当該事業計画を承認するものとする。この場合において、当該承認の時期は、本県に対する当該事業に係る内閣府の地方創生推進交付金の内示後とする。

2 計画審査会に関する事項は、知事が別に定める。

### (交付申請)

第6条 規則第5条の規定による交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費

税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### （交付決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）補助対象事業費の増又は30%を超える減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとする場合は、事業計画変更承認及び変更交付申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1）規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- （2）この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。

#### （実績報告）

第9条 補助事業の実施期限は令和4年2月28日まで、規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和4年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記様式第1号）
- （2）収支精算書（別記様式第2号）
- （3）事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
- （4）事業内容、成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書きに該当した各事業実施主体について補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

（補助金の支払い）

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする時は、概算払請求書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

（実施後状況報告）

第11条 事業実施主体は、事業実施後の状況について、実施後状況報告書（別記様式第7号）により、事業実施年度の翌年度から3年間報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、毎年度2月末までに提出するものとする。
- 3 知事は、前項により報告書の提出を受けたときは、第5条第1項により承認した事業計画書に照らして、事業の達成度等の評価を行い、必要に応じ事業実施主体を指導するものとする。

（書類の提出）

第12条 この補助金に関して、事業実施主体が提出する書類は農林水産部6次産業推進課に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

別表

事業実施主体及び対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>1 事業実施主体 事業実施主体は、次のいずれかに該当する対象者とする。</p> <p>ア 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）という。以下同じ。）</p> <p>イ 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者であって、食料品製造業者（県内に主たる事業所を有し、県内の工場で製造する食品製造業者をいう。以下同じ。）と連携するもの又は食料品製造業者であって、県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者と連携するもの。</p> <p>ウ 上記ア又はイと連携する卸売業者又は小売業者（県内に主たる事業所を有する卸売業者又は小売業者（食料品製造業者に製造を委託する者に限る。）をいう。）。</p> <p>2 対象事業</p> <p>○ 加工品開発支援事業</p>	<p>○ 加工品開発支援事業 補助対象経費は、以下に掲げるものとする。</p> <p>1 会議等開催費 講師謝金、講師旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>2 調査検討費 市場調査費（市場調査に係る職員旅費等、他社商品購入費、市場調査のための試作品原材料費等、市場調査を委託する場合の費用等）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費</p> <p>3 新商品開発費・既存商品改良費 技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費（試作パッケージ用の包材費、版代、型代等を含む。）、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料、通信運搬費、消耗品費（試作品に係る費用に限る。）</p> <p>4 その他、知事が必要と認めたもの</p>	<p>予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内又は50万円（補助事業が既存商品のパッケージの改良のみの場合は、20万円）のいずれか低い額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）</p>